

要綱要領の改正について

美味しまね認証は、令和6年4月1日から上位基準に一本化となりました。それに伴い、要綱・要領・各種規程を改正しました。改正点のうち、特に認証取得者や今後認証を取得される方にご留意いただきたい項目をまとめましたので、以下を参考に、計画的な事務手続きをお願いいたします。

新規(更新)申請

□申請書類の提出時期について<要領第7条第3項>

- ・新規(更新)申請書類は、現地審査希望時期の**概ね1カ月前まで**に提出します。

□更新申請について<要綱第12条、要領第12条>

- ・美味しまね認証の認証期間は4年間です。認証の継続には更新申請が必要です。
- ・更新申請書類は**認証期間満了日の1年前から提出することができます**。

申請書類等の様式変更

□申請書(様式第1号、第1号の2)

- ・「審査の種類」欄は、初回と更新どちらかにチェックをします。
- 品目追加の場合は、その品目の審査は初回なので、「初回」にチェックをします。

様式第1号(第7条・第12条関係)		(個別認証用)
島根の県産品認証(更新)申請書		
審査の種類	<input type="checkbox"/> 初回	<input type="checkbox"/> 更新

注釈: 新規申請・品目追加申請は「初回」にチェック。更新申請は「更新」にチェック。

□申請品目リスト(様式第2号の2) **NEW**

- ・外部委託の状況や認証を受ける生産工程管理区分などを記載する様式を新設しました。
- ・生産工程管理区分の「取扱い工程」とは、『生産物取扱い施設での農林産物の受入、保管、調製、包装等の作業』及び『生産物取扱い施設からの出荷』までのことです。取扱い施設での作業がある場合は、「取扱い工程」までが認証範囲となります(例外あり)。チェックの入れ忘れにご注意ください。

※「取扱い工程」の判断が難しい場合は、指導機関や産地支援課にお問い合わせください。

様式第2号の2号(農産物)(第7条・第12条関係)			
申請品目リスト(農産物)			
品目名※1:	商標名等※2:		
生産工程管理区分:	<input type="checkbox"/> 栽培・収穫工程	<input type="checkbox"/> 取扱い工程	<input type="checkbox"/> 精米工程 仕上げ茶工程
1 生産工程の委託状況※3:	委託作業名:		

□産品出荷計画書(様式第2号の3) **NEW**

- ・生産期間、面積、出荷数量、出荷先・出荷形態などを記載する様式を新設しました。

□変更届(様式第5号)

- ・変更届が必要な項目として、「**認証取得者の連絡先**」を追加しました。

□実績報告書(様式第6号)

- ・実績報告書様式の項目を一部削除しました。
- ・実績報告書には、毎年1月から12月までの認証製品の生産・出荷状況等の実績を記入し、翌年2月15日までに産地支援課へ提出します。

認証マークの使用

□申請書類の提出時期について<認証マーク使用規程第6条第6項>

- ・申請書類の提出時期を以下のとおりとしました。シール発送業務等の円滑な実施にご協力をお願いいたします。

シール交付：シールが必要な時期の**原則 2週間前**までに申請します

データ交付：マークが必要な時期の**原則 1ヵ月前**までに申請します

□デザイン案の提出について<認証マーク使用規程第6条第5項>

- ・データ交付を希望する場合は、使用申請書とあわせて**デザイン案を提出します**。
デザイン案を作成するためのマークのサンプルデータは、美味しまね認証ホームページに掲載していますので、適宜ご利用ください。

様式第1号(第6関係) 認証マーク使用申請書(認証取得者用) 年	提出書類欄の「デザイン案」にチェックを入れます。 他の申請様式も同様です。
●提出書類(該当するものに☑) □①様式第1号 認証マーク使用申請書 □②認証マーク使用デザイン案 ※①は必須、②はデータ交付時のみ必要 ※認証マーク使用デザインや使用方法を変更する場合は、再度申請が必要	

□認証マークの使用申請書(流通・小売業者等用)(様式第4号) **NEW**

- ・「流通・小売業者等」と「その他知事が認める者」が、認証マークを使用する際に申請する様式を新設しました。

□認証原材料加工品に係る実績報告書(様式第6号)

- ・「認証マークの使用中止」欄を追加しました。交付データの再使用の予定やシールの返却状況を記載します。

☆要綱・要領や各規程様式の詳しい記載例は、美味しまね認証ホームページの各様式掲載ページに載せていますので、ご覧ください。

URL：<https://oishimane.com/index.php?view=5643>

島根県農林水産部 産地支援課

美味しまね・GAPスタッフ

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail: oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <https://oishimane.com/>

